

定仙について 親玄からの受法、定仙大和尚塔と定禪

大八木 隆祥

称名寺聖教以外の資料から定仙の名が記されたものを取り上げ、称名寺聖教からは窺い知れなかつた部分を補完したいと考えるものである。

特に今回は、地蔵院流の法匠である親玄からの受法と、定仙の弟子と見られる定禪についての二点を考察する。

定仙（一二三三～一三〇⁽¹⁾）は、鎌倉時代鎌倉に住した僧で、現存する諸資料からは関東殊に鎌倉に下向した名だたる真言僧たちから様々な法流を相承したことが窺える。その出自は明らかではないが、少なくとも定仙自身も真言僧であり、精力的な受法活動が行い得るだけの資金力・情報収集力を有していたであろうことは想像に難くない。よって、それを可能ならしめるそれなりの家柄の出身であつたと考えられる。

以上は拙稿⁽²⁾において、神奈川県立金沢文庫

が保管する称名寺聖教の定仙関係資料一二八点の奥書を中心に考察した結果であるが、本稿では、

親玄からの受法

一、親玄

親玄（一二四九～一三二二）は、久我通忠の子弟覚洞院親快の弟子である。親快より道教を祖と

する地蔵院流の聖教・靈宝等を皆伝して地蔵院流の正嫡となり、遅くとも正應二年（一二八九）二月までには鎌倉に下向し、少なくとも最晩年の元

亨元年（一三二二）正月までは鎌倉幕府の祈禱勤仕僧を勤めた。實に在鎌三十年。鎌倉では永福寺・久遠寿量寺の両別當職に就き、さらに鎌倉在住の身ながら醍醐寺座主職二度と東寺長者を歴任している。⁽²⁾

現存資料からは、定仙が鎌倉滯在中の親玄をたびたび訪れ、親しく教えを受けていたことが窺える。以下、親玄と定仙の交流の跡を考察することにする。

二、称名寺聖教に見る親玄からの受法

称名寺聖教に見られる親玄からの受法については拙稿2012に概観したが、補足しながら再説したい。

称名寺聖教に伝存する特異な資料として『仙芥集』がある。これは定仙の膨大な受法記録をまと

めたものであるが、その幾つかに親玄からの受法の記録が見られる。

『仙芥集』

正應三年九月廿二日、親玄法印以日記示之

云々、定仙

『仙芥集⁽⁴⁾』

正應三年九月廿七日、定仙記之、

『仙芥集⁽⁵⁾』

正應三年十月五日記之、定仙

この様に『仙芥集』からは、定仙が正應三年（一二九〇）九月二十二日から十月五日にかけて親玄から受法していたことがわかる。先述のようには親玄は遅くとも正應二年（一二八九）十二月には鎌倉に下向して來ていたとみられるので、親玄下向の機会に鎌倉において受法したものであろう。『勝賢日記』⁽⁶⁾

正應四年六月廿二日、從親玄大政僧正房御手、
賜勝賢御自筆、令書寫畢、金剛資定仙
『仙芥集⁽⁷⁾』

正應四年六月廿六日、承大政法印御房口傳記

之、定仙

「大政法印」とは親玄のことである。正應四年（一二九二）六月にも受法の機会を得たようで、前者からは親玄から直接勝賢自筆本を借り受け、書写したことがわかる。

『仙芥集⁽⁸⁾』

於大政法印奉受 正應五年正月廿六日、

翌正應五年（一二九一）にも受法の記録がある。少し間があくが、永仁五年（一二九七）にも受法している。

『仙芥集⁽⁹⁾』

永仁五年九月廿二日記之 定仙

以上のように、称名寺聖教の奥書からは、正應三年（一二九〇）九月から永仁五年（一二九七）の正月にかけて、親玄からその所持本を借覧し、あるいは教えを受けていることが窺える。

三、称名寺聖教以外に見られる親玄からの受法
称名寺聖教以外にも、その奥書に定仙の名が記された資料が存在する。ただし、これらは各地に散在しており、称名寺聖教ほど纏まつた形での伝存では無いため、その全体を概観することは叶わない。ここでは知り得た限りの資料について親玄と定仙の関係を考察したい。

①仏法紹隆寺聖教

長野県諏訪市四賀桑原にある仏法紹隆寺は、創建千年を超える高野山真言宗の古刹であり、中世以降は灌頂道場・談義所として機能した、諏訪地方における真言宗寺院の中心的存在の寺である。その為、中世以来の多くの資料が伝存する。ここでは、渡辺匡一氏が『諏訪資料叢書』巻二十九「伝法灌頂記並古写經奥書類」を基に仏法紹隆寺への伝来パターンを分類した渡辺⁽¹⁰⁾により、定仙と親玄の関係について見ることにする。

13 (18⁽¹¹⁾)、虚空藏求問持法

正応三年（一二九〇）八月二十九日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親／玄賜道教所持之本書寫校点畢／金剛仏子定仙／同五年（一

二九二）十月六日奉授道妙房畢／徳治三年（一三〇八）卯月二十八日任御本書写了朝

宥／同月三十日授申了定禪／私云駿州花藏山觀音院常住賴高也

14 (1)、大金剛輪法

正応三年（一二九〇）九月一日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親／玄賜道教所持之本

書寫校点畢／金剛仏子定仙／仏法寺什

15 (14)、諸經法

正応三年（一二九〇）九月五日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親／玄賜道教所持之本書寫校点畢／金剛仏子定仙／同五年（一二九二）四月六日書写了定禪／同年十月十三日奉授道妙房了定仙

親玄と定仙の関係を示す資料は以上三点である。おそらく内題を採録したものと思われ書名が明ら

かでないが、次の真福寺文庫本からも明らかに『秘鈔』という諸尊法集の写本である。いずれも地藏院流の祖である道教所持の本を、定仙が親玄から借り受け書写したものである。

13と15からは定仙本が定禪に書写されたことが分かる。13の「奉授道妙房畢」という記述からは写本をそのまま定禪に授けたようにも読めるが、15の記述では定禪が書写した上で伝授を受けていることが分るので、おそらく13も定禪が書写したのである。

ちなみに、渡辺2004では「鎌倉清涼寺には醍醐寺から大政が訪れており、清涼寺も醍醐寺末であつたと考えられる」とあるが、管見の限り、少なくとも定仙在住の間に親玄が清涼寺を訪れたという記録は無く、専ら定仙が親玄の住坊を訪ねるか、親玄から借り受けた聖教を自坊清涼寺にて書写した記録が残るのみである。また、醍醐寺との関係についても本末関係にあつたことを窺わせる資料は見られない。清涼寺は、定仙以前でいえば

西大寺叡尊が鎌倉に下向した際に止住した寺であり、また後述のように定仙の没後も西大寺との関係が続いたと考えられる寺である。よつて、醍醐寺末というよりは西大寺末と考える方が自然である。

②真福寺文庫聖教

真福寺は、愛知県名古屋市中区大須にある真言宗智山派の別格本山で、彫大な古典籍が真福寺文庫として収蔵されている。その中にも定仙と親玄の関係を示す資料が存するので、その奥書を収録した『真福寺文庫撮影目録』によつて見ていくことにする。

・秘鈔第十（475—7）⁽¹³⁾

（前略）正応三年八月廿九日於鎌倉龜谷清涼

寺自醍醐山大政法印親玄賜道教所持之本書写校

校点了 金剛仏子定仙 同年十一月二十八日

以彼御本書写校点了 金剛仏子賢譽（後略）⁽¹⁴⁾

この写本の端裏には「虚空藏 附求聞持」とあ

り、先の仏法紹隆寺聖教13「虚空藏求問持法」と同じものと考えられる。

・請雨法残欠（475—11）⁽¹⁴⁾

正応三年九月三日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親玄賜成賢僧正御所持之本書写校点畢 金剛仏子貞仙 同年十二月廿四日以彼御

本書写校点了 金剛仏子賢譽（後略）

書写の日付は仏法紹隆寺聖教14と15の間に当たる。

・秘鈔 能信（481—47）⁽¹⁶⁾

（前略）正応三年八月三十日於鎌倉龜谷清涼寺醍醐山大政法印親玄賜道教所持之本書写校点畢 金剛仏子定仙 正応三年十一月二十八日以彼御本書写校点了 金剛仏子賢譽（後略）

略）

この奥書は『秘鈔』二十巻の内の一巻（第三）の分と思われる。次の「秘鈔 良濟（481—47）」も全く同じ奥書であるので、今は略す。

・異尊法第一（481—51）⁽¹⁷⁾

正応三年九月五日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山
大政法印親玄賜成賢僧正御所持之本書写校点
畢 金剛仏子定仙 同年十二月三日以彼御本
書写校点了 金剛仏子賢譽 嘉元四年五月十
五日書写校点了 金剛仏子実印 嘉曆元年十

二月二十五日書写了 校點了 金剛仏子能信
仏法紹隆寺聖教15 「諸經法」と同本と思われる。

『異尊』第一巻は守護經・宝樓閣經・心經等の經
部から始まるため、仏法紹隆寺聖教では「諸經
法」と題したのであろうか。

・北斗護摩口伝 (530—⁽¹⁸⁾)

(前略) 正応三年九月三日於鎌倉龜谷清原寺⁽¹⁹⁾

自醍醐寺大政法印親玄賜道教所持之本書写校
點了⁽²⁰⁾ 金剛仏子定仙 同年十一月二十六日以

彼御本書写校點了 金剛仏子賢譽 (後略)

以上、いざれも親玄所持の『秘鈔』(道教ある

いは成賢所持本)を定仙が書写したものと、あま
り時を隔てずして賢譽が書写していることが分か
る。日付以外書写の状況を窺える記述はないが、

定仙自身が、あるいは定仙書写本が大きく移動し
ていることは考えにくいので、おそらく賢譽が鎌
倉の地に滞在して書写したものであろう。あるいは
は賢譽自身、鎌倉の地を拠点に活動していた人物
かもしれない。

ここに挙げた仏法紹隆寺聖教と真福寺文庫聖教
の写本は、定仙以降の書写者が異なるものの、い
ずれも親玄所持本『秘鈔』を書写した定仙本を底
本としたものであることが分かつた。これに關係
する資料として、東大史料編纂所『史料蒐集目
録』一五四所収「竜樹法」の奥書がある。⁽²¹⁾

正応三年九月六日、於鎌倉龜谷清涼寺、自西
西山大政法印親玄賜成賢僧正御房御自筆之本、
書写校点了、金剛佛子定仙

同年十二月三日、以彼御本書写寫校點了、金

剛佛子賢譽

嘉曆元年十二月二十五日、書寫了、校點了、金

剛佛子能信

康永四年二月五日、書寫畢、バザラ佛子長秀

「正応三年九月六日」という日付は真福寺文庫4

81—51『異尊法第一』の書写日「正応三年九月五日」に続くものであり、実際、童樹法は『異尊法』第二に収録されている尊法である。また、続く書写者賢誉と能信の記述は真福寺文庫本と同じであり、東大史料編纂所本は真福寺に伝存した『異尊法』を書写したものであることが分かる。

以上の『秘鈔』写本群からは、正応三年（一二九〇）八月二十九日から九月六日までの期間に、定仙が親玄より諸尊法を借覧し、これを自坊清涼寺において書写したことがわかつた。ただし、その最初の八月二十九日に書写されたのは『秘鈔』の第十巻であるので、書写を始めたのはそれ以前と見るべきである。また、これらは聖教借覧と書きの記録であり、それが親玄からの伝授を伴うものであったかは不明である。とはいって、これらはあくまで事相書であり、その書写は伝授を前提になされたものである可能性が高いと考えられる。

③『親玄僧正日記』

親玄が鎌倉下向中に自ら記した記録として『親玄僧正日記』があるが、残念ながら正応五年（一二九二）二月九日から永仁二年（一二九四）十二月二十九日までしか現存しておらず、しかも定仙が親玄から受法した時期と重なつていない。ただし、定仙が親玄を訪ねた記述はいくつか見られる。²²⁾

正応五年（一二九二）三月二十八日の条

覺如房入來、無名抄大事等上人尋之、

正応六年（一二九三）五月十六日の条

覺如房入來了、

同七月十八日の条

覺如房入來了、

同九月二十一日の条

覺如房入來了、

「覺如房」は定仙の字（房号）である。正応五年に『無名抄』（定海口・元海記『厚造紙』の別名）の大事を尋ねた記述以外、訪問の目的は不明である。あるいは、その時に何らかの教えを乞うたか

もしれない。あるいは、その時に親玄所持の聖教を借覧したかもしれない。あるいは借り受けた聖教の返却のためだつたかもしれない。いずれにしろ、定仙が親しく親玄と交流していたことは窺える。

以上見て来たように、定仙が下向中の親玄にたびたび会い、親玄所持の貴重な聖教を借覧し、親しく教えを受けたことは明らかである。その一方で、法流相承の証となる印信・血脉の類は見られず、ここに挙げた資料からだけでは、果たして定仙が正しく親玄の法流、地蔵院流を相承したといえるかは判断しかねる。

ちなみに『密教大辞典』の「親玄方」の項には、「又親玄・定仙の相承もあり」とあり、「地蔵院流」の項に挙げられた血脉には、「親玄の下に「定仙—賢譽—實濟」とある。「賢譽」とは、先に挙げた真福寺文庫の写本で定仙本『秘鈔』を書写した人物である。ただし、この血脉はいわゆる野沢

三十六流印信集に収録されているもので⁽²⁵⁾、地蔵院流親玄方定仙相承一流の伝授ではなく、高野山において東密三十六流の許可・伝法のみを集めて一括で伝授する諸法流伝授の形態で伝承されたものである。そして、おそらくこれ以外には地蔵院流親玄方定仙相承の印信・血脉は今に伝わっていないものと思われる。この印信・血脉からだけでは定仙の親玄からの受法がどのようなものであったのか、その実態は見えてこない。布施1955では「親玄は更に房玄方、覺雄方、定仙方の三方の分流を見」とい、定仙を覺雄・房玄に並ぶ相承者として位置づけているが、一般的には、醍醐地蔵院の正嫡に係る覺雄・房玄とは異なり、定仙の血脉は重視されていない。

法流相承を示す印信・血脉の発見が待たれる。

定仙大和尚塔と定禪

一、定仙と定禪

前掲の仏法紹隆寺聖教奥書の内、13と15には定仙から受法した人物として「定禪」の名が記されている。この定禪とはいかなる人物であるのか、定仙との関係を中心見ていくことにする。

仏法紹隆寺聖教には前掲の二本以外にも、12にその名が見られる。

12 (19) 断簡古写経

弘安二年（一二七九）十二月八日書写了定

仙／正応元年（一二七八）十月十四日於清涼

寺小房両角室書写了定禪／同五年十月三日道

妙房定仙／徳治三年（一三〇八）五月二日子

特於伊豆国願成就院書写畢定禪／（以下略）

タイトルが仮題のため内容は不明であるが、定禪は正応元年（一二七八）十月十四日に定仙の住坊であつた鎌倉龜谷清涼寺において定仙所持の写本を書写したことがわかる。「同五年十月三日道

妙房定仙」というのは、翻刻の書式上わかりにくくなつてゐるが、正応五年（一二九二）十月三日に定仙が道妙房に本書を授けたことを意味し、この道妙房とは定禪の房号と考えられる。定禪はこの書を、徳治三年（一三〇八）五月二日に、伊豆守山の北条氏邸のほど近くにある北条氏の菩提寺願成就院において再び書写している。

定仙から定禪という聖教書写の記録は、大阪市立美術館所蔵『覚禪鈔』の奥書にも見られる。⁽²⁴⁾今煩を恐れずその全体を挙げれば次の通りである。

①愛染王法下

永仁七年 四月二日 以清涼寺御本書写了、

沙門定禪

②尊勝法上

本云／建暦元年 七月廿三日 以淨土院抄書

出之少々本文略之

永仁七年四月廿七日 以清涼寺御本書写畢、

金剛伝子定禪

〔同未表本〕

建暦元年七月廿三日 以淨土院抄書出之少々

満七十抄之清書之 仏子覺—

本文略之

永仁四年 正月七日

書写了

永仁七年四月廿七日 以清涼寺御本書写畢、

金剛仏子定禪

正安元年正月十四日 以清涼寺御本書写了、

金剛仏子定禪

③心經法

永仁七年五月五日 以清涼寺御本書写了、金

剛仏子定禪

④青頸觀音法

本云／建保三年 八月廿日 以淨土院抄書出

写了、法眼兼成

永仁七年五月七日 以清涼寺御本書写了、仏

子定禪

⑤焰魔天法

本云／建暦元年六月十九日 以淨土院御本書

写了□之太法務御房御自筆本也

正安元年七月廿九日 以清涼寺御本書写了、

金剛仏子定禪

⑥両部大日

金剛仏子定禪

⑧玉篋印經法

建保五年 九月二十日 以淨土院草安書写了

裏書等奧書畢清書本頗相違歟雖然意同也

正安二年 正月十八日 以清涼寺御書写了、

金剛仏子定禪

⑨般若菩薩法

正安二年正月十九日 以清涼寺御本書写了、

金剛仏子定禪

⑩熾盛光法

長久四年 正月廿八日 於持明院熾盛光護摩

被修之（略）

正安二年二月十日 以清涼寺御本書写了、金

剛仏子定禪

正安元年十二月九日 以清涼寺御本書写之、

(11) 許利帝母法

(異筆) 御本云／

(同筆) 正応四年 四月十二日 於亀谷清涼

寺書写了、定一

(異筆) 正安二年三月十日 以清涼寺御本書

写之、定禪

(12) 無垢淨光陀羅尼經

(本奥書略)

時也 正安第二之曆暮春十三之日 於豆州守

山滿願院之道場

以鎌倉龜谷尺迦堂之御本採翰墨令模写了、沙

門定禪

(13) 求聞持法

後欠のため奥書なし。

(14) 不動明王法上

異本。裏書なし。

また、坂井1972には追記で、奈良国立博物館資料室長の中野玄三氏より教示を得たとして、次の資料も挙げる。⁽²⁶⁾

・八千枚

永仁四年 正月廿二日 書写了、定仙

永仁七年二月十六日 以清涼寺御本書写了、

仏子定禪

この奥書によれば、この写本は大阪市美術館所蔵の『覚禪鈔』写本と一具のものか、あるいは同系統の写本である可能性が高く、その書写年月日によれば、大阪市美術館所蔵本に先立つものであることが分かる。

以上の奥書によれば、この写本群は定禪が永仁七年（一二九九）二月十六日から正安二年（一三〇〇）三月十三日の間に書写したもので、その底本はいずれも「清涼寺御本」である。「清涼寺御本」とは、(11)許利帝母法に「正応四年 四月十二日 於亀谷清涼寺書写了、定⁽²⁷⁾」とあり、また『八千枚』に「永仁四年 正月廿二日 書写了、定仙」とあることから、鎌倉龜谷清涼寺を住坊とした定禪が書写し所持していた本と見て間違いない。次に書写した場所であるが、これらの写本群

の奥書はいずれも、「清涼寺本を以つて」となつており、「清涼寺に於いて」とはなつていません。

さらに、⑫の『無垢淨光陀羅尼經』には「於豆州守山滿願院之道場」とあることから、この写本群は伊豆守山の満願院において定仙所持本を基に書写したものであると考えられる。この満願院は現在廃寺であるが、仏法紹隆寺聖教「12（19）断簡古写經」の奥書に記された「伊豆國願成就院」と同様、北条氏の本拠地ともいべき守山の麓に在つた寺である。

ここで問題なのは、なぜ定禪は定仙所持本を伊豆の満願院において書写したのかということである。この定禪が定仙所持の『覺禪鈔』を書写した永仁七年（一二九九）二月十六日から正安二年（一三〇〇）三月十三日については、称名寺聖教には定仙の動向を伝える資料が伝存せず空白の期間となつてゐる。称名寺聖教には永仁六年（一二九八）十二月一日の『西院汀大事等口伝』（二九〇函三九）があるが、その次の日付を有する資料は正安二年（一三〇〇）十一月七日の『灌頂口伝』（二五八函四、六一六）なのである。このことから、この『覺禪鈔』は、定禪が鎌倉の定仙から借り受けて伊豆満願寺で書写したと考へるよりも、定仙自身が『覺禪鈔』を伴つて伊豆に滞在し、その期間に定禪が借覧し書写したものと考へる方が自然であろう。もしそうだとすれば、これらは称名寺聖教における定仙空白の期間を埋めると同時に、定仙と伊豆とを結びつける貴重な資料であるといえる。

ちなみに、これら定仙と定禪の関係を示す資料がある一方で、多くの定仙関係資料を有する称名寺聖教の奥書には定禪の名が見られない。唯一関係する可能性があるものとして次の資料がある。

『胎藏界行法次第』

永仁五年
丁酉歲十月六日、辰時書之畢、書寫

唐人道妙

永仁五年（一二九七）と言えば定禪が『覺禪鈔』を書写した二年前のことであり、「道妙」は

定禪の房号である。年代と名前には矛盾が無い。

「唐人」という記述が気になるが、定禪は中国より渡來した人物であったのだろうか。定禪については不明な点が多く、果たしてこの資料の「道妙」が定禪のことであるかは分からぬ。今は参考までに挙げるのみとする。

二、定仙大和尚塔

定仙には伝記資料が無く、出自も生没に係る状況も不明である。ただし、幸いに称名寺聖教の奥書からは定仙自身が記したと思われる年齢が多く見られるので、生年の算出は容易である。詳しくは拙稿²⁰¹²に譲るが、筆者は定仙の生年を貞永二年あるいは天福元年（一二三三、四月十五日改元）と算定した。

それでは、定仙の没年は何時であろうか？ 称名寺聖教にその名が記された最後の資料は『伝法』²⁸（三七五函三二④一一）で、その奥書には、

正安三年十二月廿日 於龜谷清涼寺、授智照

法師了 大阿闍梨定仙 〈判〉

とある。すなわち称名寺聖教では正安三年（一三〇一）十二月二十日が定仙生存を示す下限となる。称名寺聖教を離れてみると、『西大寺光明真言過去帳』²⁹「比丘衆・衆首分」に、

覺如房 祀迦堂

とある。前述のとおり「覺如房」は定仙の字であり、「祀迦堂」は定仙の住坊であった鎌倉龜谷新清涼寺祀迦堂のことである。この『西大寺光明真言過去帳』には没年月日は記されていないので、具体的に定仙がいつ亡くなつたのかはわからないが、この「覺如房 祀迦堂」という記述の二つ後には「極樂寺開山長老忍性菩薩」とあり、本書は過去帳という性格上古いものから順に記されていることから、定仙は極樂寺忍性よりは早く亡くなつていることが分かる。すなわち、忍性の没した乾元二年（一三〇三）七月十二日が最下限となる。以上から定仙は、称名寺聖教にその最後の足跡が記された正安三年（一三〇一）十二月二十日

から『西大寺光明真言過去帳』から考えられる最下限、乾元二年（一二〇三）七月十二日の間に亡くなつたと推測される。

ちなみに、定仙の住坊である鎌倉亀谷新清涼寺釈迦堂は、西大寺長老興^(正)菩薩叡尊が鎌倉下向の際、弘長二年（一二六二）二月から七月まで止住した寺である。定仙と西大寺あるいは叡尊との関係は不明であるが、叡尊が鎌倉下向時に止住した寺を住坊としていること、そして没後『西大寺光明真言過去帳』のしかも「比丘衆・衆首分」にその名が記されていることなどを考えると、定仙が西大寺教団に属していた可能性は高い。

次に定仙の没年を考える上で重要な遺物として、伊豆真珠院の「定仙大和尚塔」がある。真珠院もまた北条氏の本拠地守山にある寺で、先の願成就院・満願院（廃寺）との位置関係を示せば、願成就院が守山の東側にあり、そこから守山の麓を時計回りに沿うように、東南に満願院（廃寺）、南に真珠院がある。同寺は現在曹洞宗に属するが、

寺伝によれば、鎌倉時代に真言宗として開創され、室町時代中期に実山永秀禪師が中興して曹洞宗に改宗したという。⁽³²⁾

この真珠院の境内、本堂の裏手に、静岡県内最古とされる五輪塔がある。空輪・風輪部を欠き別の宝篋印塔の頭部が乗せられているが、火輪・水輪・地輪は造立当時のものである。（写真①）

その地輪部正面（南面）中央には「定仙大和尚



写真① 定仙大和尚塔 全体 ⁽³³⁾ 正面

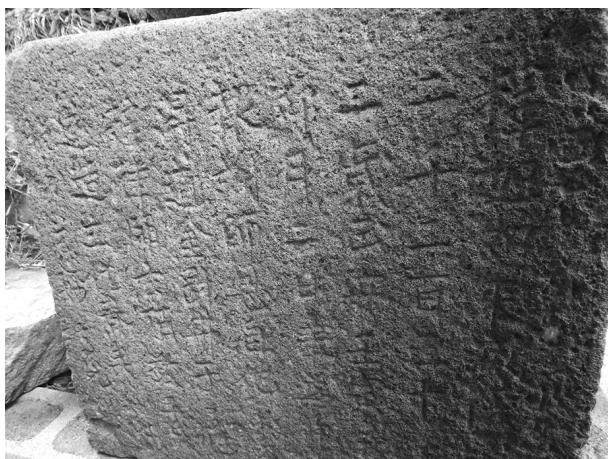
塔」とあり、この塔が定仙の供養塔であることが分かる。（写真②）

地輪部西面には銘文が記されている。（写真③）
釈迦如来滅後／二千二百五十／三歳正安壬



写真② 地輪部南面

寅／卯月二日奉為／報謝師恩自他／
得道金剛仏子／權律師玄頂敬／遂造立供養矣^{〔34〕}
これによれば、造塔は「正安壬寅卯月二日」と
あり、正安四年（一三〇二）四月二日のことで



写真③ 地輪部西面

あつたことが分かる。

この塔に記された「定仙大和尚」が、件の鎌倉
亀谷新清涼寺釈迦堂の定仙のことだとすれば、造
塔日の正安四年（一三〇二）四月二日は、先に考
察した正安三年（一三〇一）十二月二十日から乾
元二年（一三〇三）七月十二日までという定仙没
年の推定範囲内であり矛盾はない。このことから、
拙稿2012ではこの定仙大和尚塔を定仙の供養塔と
仮定して、定仙没年を正安四年（一三〇二）と推
定した。

この定仙大和尚塔の地輪部には、残りの北面・
東面に、横書きにて「石城結縁衆」とあり、その
下に人名が記されている。僧俗男女を問わず、そ
の数八十。造塔に縁のあつた人物たちの名と思わ
れるが、もともとの書式とは別に、周囲にやや小
さい字で記されたものもあり、これらは後から書
き足されたものと考えられる。（写真④）

いま、北面の冒頭部分を挙げれば次の通りであ
る。

石城結縁衆

定禪大徳 嶩性法師／榮覺法印 遍青律師／
承全律師 弁海法眼（後略³⁵）

）のように「石城結縁衆」の筆頭に記されてい



写真④ 地輪部北面

定仙について

るのは、仏法紹隆寺聖教や大阪市立美術館所蔵の『覚禪鈔』の奥書で定仙との関係が確認された、定禪その人である。となれば、この定仙大和尚塔の定仙と龜谷清涼寺の定仙を別人と見るのはむしろ不自然であり、両者は同一人物、すなわち、この定仙大和尚塔こそが、龜谷清涼寺の定仙の供養塔（あるいは墓）であると見るべきであろう。

ちなみに、「石城」は日本の古語では「いわき」と読み、墓所において棺を納める石の囲いのことである。神道で墓を「奥都城（おくつき）」と称することからも分かるように、「城」は墓所を意味する言葉と考えられる。その文字通り理解するならば、この定仙大和尚塔は遺骸を伴わない単なる供養塔ではなく、実際に遺骸を埋葬した地に建てられた墓碑と見て間違いないだろう。

以上から、定仙没年月日の最下限は、定仙大和尚塔建立の正安四年（一三〇二）四月二日となり、
称名寺聖教にその足跡が途絶えてからおよそ三ヶ月半の間に没したものと考えられる。具体的には、

正安三年が定仙最後の足跡から十日で終わるということ、また、中世の表白類によれば五七日や七日に合わせての造塔供養の例が多く見られることを鑑み、あくまで可能性ではあるが、没したのは正安四年（一三〇二）になつてからと筆者は考えるものである。

ところで、伊豆守山周辺には定仙没後の定禪の足跡を示す遺物がもう一点ある。願成就院・真珠院・満願院のある守山から北東に直線で5kmほどの所、奈古谷という地域に毘沙門堂がある。慈覺大師の手による毘沙門天像を祀り、源頼朝の命で文覚上人が中興し授福寺と称したと伝えられる寺である。現在は毘沙門堂と山門が残つており、その山門の金剛力士像（阿形像）の背板の銘文に、次のように記されている。

御衣木加持大阿闍梨住持定禪
大仏師描門大式法眼印照

于時延慶三年庚戌八月十五日火曜宿己未^{〔37〕}
「御衣木加持」とは仏像造立に先立つてその材と

なる木を加持する作法であり、その導師を定禪が勤めたという記録である。しかも「住持」とあることからも分かる通り、延慶三年（一二一〇）すなわち定仙没後八年の時点で、定禪は頬朝縁の授福寺の住職を務めている。

以上、聖教書写や伝授の記録などから、定禪は定仙に極めて近しい人物であり、特に晩年においては定仙の住房龜谷清涼寺のみならず、伊豆守山周辺の真言宗寺院にも同行していた人物であることが分かった。定仙大和尚塔地輪正面の「承慶僧都」、西面銘文に記された造立者「權律師玄頂」に比べるとやや距離を感じるが、それでも造塔の結縁衆の筆頭に名を連ねていることを考えれば、定禪は定仙の弟子筋でも重要な人物であったことが窺える。さらに、奈古谷毘沙門堂山門金剛力士像背板からは、定禪が定仙没後も伊豆守山の近辺で活動していたことが分かった。拙稿2012では、鎌倉の地での精力的な受法活動や定仙大和尚塔の立地などから、定仙は北条氏に関係する人間だつ

たのではないかという可能性を示したが、定禪もまた、単に晩年の定仙に付き従っていたというだけではなく、北条氏近縁の者であつた可能性も考えなければならないだろう。

まとめ

以上見てきたように、仏法紹隆寺聖教・真福寺文庫聖教および大阪市美術館所蔵『覺禪鈔』の記述は、称名寺聖教から伺える定仙と親玄の交流についての空白を、完全ではないものの幾らか補い得るものであることが分かった。さらに、定仙と定禪とが直接聖教の授受を行う極めて近しい存在であったことも明らかとなつた。また、伊豆堇山の真珠院にある「定仙大和尚塔」の造塔結縁衆の筆頭に定禪の名が見られることから、この石塔はまさしく鎌倉龜谷清涼寺の定仙のものと確定された。

*神奈川県立金沢文庫学芸課長西岡芳文氏、同学

(1991)

芸員高橋悠介氏、智山伝法院講師田中悠文氏に

は貴重なご助言を賜り、資料までご提供いただ

いた。また、伊豆堇山真珠院住職稻井弘宣師に

は再び五輪塔の写真について掲載の許可を頂いた。末筆ながらいに芳名を記し謝意に代えた

い。

親玄日記

『ダイゴの会』『親玄僧正日記』上・中・下』『中世内乱史研究』一四～一六（1993～1996）

石田浩子

2004 「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向」『ヒストリヤ』一九〇

大八木隆祥

2012 「定仙攷—称名寺聖教を中心にして」『豊山教学大会紀要』四〇

2013 「[一人の覚如—覚如房定仙と成願房覚如—]『豊山教学大会紀要』四一

『西大寺関係史料（一）』、奈良国立文化財研究所
(1968)

甲田宥畔

2003 「〔三〕十六流印信集」成立考』『堯榮文庫研

究紀要』四

坂井卓

1972 「本館所蔵図像類について（その1・

定仙について

『称名寺聖教目録』全三巻、文化庁文化財部美術
学芸課（2006）

『真福寺文庫撮影目録』上、智山伝法院（1997）

『東密諸法流印信類聚』別巻II、東方出版

2)」『美をくく』七〇・七一

貫達人

1980 『鎌倉廢寺事典』有隣堂

布施淨戒

1955 「地藏院流に就て（特に二）學院相承實勝方

法流）」、『智山學報』二一

渡辺匡一

2004 「仏法紹隆寺覚え書き」『内陸文化研究』

二二

(11) 番号は、渡辺2004に付されたもの。括弧内は「伝法灌頂記並古写經奥書類」の番号。

(12) ママ。

(13) 『真福寺文庫撮影目録』上、一〇八頁

(14) 『真福寺文庫撮影目録』上、一〇九頁

(15) 「貞」は普通によるか。あるいは誤写か、または翻刻の誤りか。

(16) 『真福寺文庫撮影目録』上、一三六頁

(17) 『真福寺文庫撮影目録』上、一三六頁

(18) 『真福寺文庫撮影目録』上、一三六頁

(19) 「清涼」の誤りか。

(20) 「點」の誤りか。次の「默」も同様である。

(21) 『鎌倉廢寺辞典』九七頁

(22) 親玄日記

(23) 『東密諸法流印信類聚』別巻II、二七頁

(24) 坂井1972による。神奈川県立金沢文庫学芸員高橋悠介氏よりご教示頂いた。なお、各項の番号は坂井1972掲載順

に筆者が便宜上付したものである。『大阪市立美術館蔵品図録II』では順番が異なるので、坂井氏が時系列順に整理して掲載したものと思われる。

(25) 正安二年の誤りか？

(26) その記述からは判然としないが、奈良国立博物館所蔵の資料か。

(27) この「一」は、「仙」の字を消した上に書かれたものである。実際に「一」の下に「仙」の字が薄らと見える。

- (28) 375-32-④-011
1301
- (29) 『西大寺関係史料 (一)』 77 頁
- (30) 『西大寺関係史料 (一)』 77 頁
- (31) 叡尊鎌倉下向の記録『関東往還記』には鎌倉を出立する部分が現存せず、叡尊一向がいつまで鎌倉に滞在したかは不明である。ただし、八月十五日には西大寺に帰着したことが『感身学正記』に記されているので、往路の行程を参考に鎌倉滞在は七月までと推定した。拙稿2013参考照。
- (32) 『葦山町史』二五六～二五八頁。
- (33) 平成二十四年筆者撮影。以下同。
- (34) 『葦山町史』第四卷、二六四頁
- (35) 『葦山町史』第四卷、二六五頁
- (36) 『束草集』一 (『続真言宗全書』三一) 参照。
- (37) 『葦山町史』第四卷、二七一页

